

I 令和3（2021）年度事業方針

1 基本理念

社会福祉法人制度改革など法人を取り巻く社会情勢等が大きく変化する中、法人は、不祥事からの信頼回復に全力で取り組み、意思決定支援を通じた「利用者目線に立った支援」に率先して取り組むため、基本理念を最上位の概念に掲げ、揺らぐことなく基本理念の具体化に向けた施策を実施し、社会福祉法人としての役割を果たしていく。

【基本理念】

社会福祉法人かながわ共同会は、誠実と信頼を旨とし、人権に根ざした利用者本位の考え方に立ち、多様なニーズに対応する支援体制の整備、サービスの量的、質的充実につとめ、利用者と地域社会の繁栄に貢献するとともに、社会的な法人としての価値を創造していきます。

2 事業方針

令和3（2021）年度は、「第五期中期計画」（平成31（2019）年3月策定）の計画期間の最終年度にあたり、計画の総仕上げの年度である。

法人三大プロジェクトの筆頭である「津久井やまゆり園の再生」について、令和2年12月に法人は、事業計画書等申請書類の提出とプレゼンテーション等を行ったところ、指定管理者評価委員会から法人の理事のガバナンスに対する意見が出された。この指摘を受けて、法人は、法人全体のガバナンス体制を抜本的に改革する考えを示したことにより、指定管理者候補としての水準を満たすと評価された。その後、県は、法人を指定管理者候補として選定し、県議会に指定議案を提案した。

しかし、抜本的な改革として、理事長と常務理事に加え理事兼津久井やまゆり園長が同時に退任することは未曾有の事態である。また、令和3年6月の定時評議員会終結の時をもって任期が満了する評議員・役員が数多くいる中、法人の基本理念を継承するために適任の理事長はじめ理事、監事、評議員候補者を選定することは、法人の経営組織のガバナンスを確保するために極めて重要な課題となっている。

津久井やまゆり園と芹が谷やまゆり園の指定管理については、まだ県議会の承認と県の指定が残っているが、本事業計画は、当法人が令和3年8月からの両園の指定管理者になれるものとして策定した。また、本事業計画には、津久井やまゆり園及び芹が谷やまゆり園の指定管理者申請の際に提出した事業計画書の施策のうち重要なものとその他必要な施策を記載した。

法人及び津久井やまゆり園はじめ各園は、県と連携する中で「津久井やまゆり園再生基本構想」に記載された「津久井やまゆり園利用者が安心して安全に生活できる場の確保」に全力で取り組む必要がある。そのためには、本事業計画に記載した施策等を着実に実施することが重要であり、そうした取組みが公募による令和5年度からの指定管理者の選定にも繋がっていくと考える。

法人三大プロジェクトの2番目の「秦野精華園と希望の丘はだのの円滑な運営」については、両園で利用者の確保が進まず厳しい経営状況にあるが、令和2（2020）年10月に秦野精華園に移転した法人事務局と連携を強化する中で、安定的な運営を目指すことが求められる。

法人三大プロジェクトの3番目の「地域における公益的な取組の推進」のうち「法人後見の実施」については、厚木精華園が事務局として検討を進めてきたが、さまざまな課題がある中で、法人後見受任団体としての準備を当面見合わせることにした。

愛名やまゆり園は、令和2年度の虐待事案検証委員会の検討結果を踏まえ、県の随時モニタリングによる改善勧告を受けて策定した虐待予防計画を着実に実施し、信頼回復に努めていく必要がある。

3 法人三大プロジェクト

(1) 津久井やまゆり園の再生

ア 意思決定支援の推進

平成30年12月をもって、意思決定支援対象者全員に意思決定支援を開始し、利用者それぞれの居住に関しては、令和2年度下半期に意思の確認を実施した。

令和3年度の意思決定支援は、今までの神奈川県のスキームを用いて、更に本人の望む生活の実現に向けて、利用者それぞれの意思決定支援を継続して実施していく。特に、神奈川県は新施設の見学及び体験は柔軟に実施していくこととしており、新施設を経験してから居住の場を決める機会を保障しているため、令和2年度下半期の意思の確認結果に基づき、個別に見学及び体験等を進めていく。

これまでの意思決定支援により得られた技術・ノウハウを基に、広く園内外に情報発信し、研修を実施することにより、意思決定支援の普及啓発と推進に貢献するよう努める。

●意思決定支援の進捗状況（令和3（2021）年2月10日現在）

項目	実人数	延数
体験・見学を実施した方	84人	292人
うち、見学A（グループ）を実施した方	67人	137人
うち、見学B（個別）を実施した方	24人	30人
うち、体験を実施した方	39人	125人
担当者会議を開催した方	123人	747回
意思決定支援検討会議を開催した方	117人	175回

※ 意思決定支援対象者は、現在119名だが、実人数・延数については、亡くなった方の分も含まれている。

〔見学について〕

- ・見学A：いろいろな暮らしの場があることを知ってもらうことが目的
グループで実施
- ・見学B：より具体的に地域での生活をイメージしてもらうことが目的
個別、あるいは小集団（2名程度）で実施

※ 見学・体験：グループホーム（障害、高齢）、生活介護事業所

●意思決定支援の流れ

会議名	役割	メンバー
チーム会議	意思決定支援を進めるための打合せ（意思決定支援の開始）	相談支援専門員、サービス管理責任者、支援担当職員、県・市町村職員等
意思決定支援担当者会議	利用者の意思が反映された生活を送ることができるように、必要な支援を検討。	意思決定支援チームメンバー（+利用者本人、家族等）
意思決定支援検討会議	利用者の意思に基づき、利用者の望む生活等について検討	意思決定支援チームチームメンバー+利用者本人、家族等、意思決定支援専門アドバイザー

※平成 30（2018）年 9 月の家族会で説明した津久井やまゆり園再生基本構想に基づく令和 2（2020）年度までの流れ

イ 津久井やまゆり園及び芹が谷やまゆり園開所に係る県との連携強化

津久井やまゆり園及び芹が谷やまゆり園の運営に向けて、設置予定物品の購入や既存物品の移設に関する調整、建物維持管理に関わる設備内容や、運営に関わる諸手続きや届出に関して県と密に連携し情報の共有を図る。

ウ 津久井やまゆり園及び芹が谷やまゆり園への円滑な移行

移行スケジュールに則って、スマイルプロジェクトで検討した内容やユニット編成を基に支援マニュアルや、業務マニュアルの作成、職員研修を実施していく。

エ 地域生活移行の推進と地域生活支援の充実

福祉サービス第三者評価受審結果を今後のグループホーム支援体制の充実やサービスの質の向上に結びつけ、より個別性を尊重とした支援を図っていく。

グループホームの見学や体験を進め、地域生活移行の推進や居住の場の選択肢を広げお一人おひとり利用者のニーズに応じていく。

(2) 秦野精華園と「希望の丘はだの」の円滑な運営

ア 秦野精華園と「希望の丘はだの」の円滑な運営

家族会からの要望である支援の質と量を確保し、かつ効率的な組織・職員体制を図りながら、ニーズ調査を積極的に行うとともに、児童養護施設等を訪問して、新施設の特徴である個室・ユニット制や就労移行支援・就労定着支援事業を説明しPRするなど、利用者の確保と利用率の向上を推進し、法人立施設として継続性の高い円滑な運営を目指す。

秦野精華園においては、更なる支援体制の強化や日中活動等の充実を図るため、フロアごとの支援課体制とする。希望の丘はだのにおいては、入所を希望する利用者の状況を鑑み、入所定数を男性 20 名・女性 20 名とし、これまでの 1 課体制の支援課を 2 課体制とする。

(3) 地域における公益的な取組の推進

ア 「みんなの食堂」の開設（秦野精華園を中心に検討）

令和2（2020）年度中の開設を予定していたが、昨今のコロナ禍の状況を鑑み、令和3（2021）年度中の開設に計画変更した。既に他法人が開設する「こども食堂」の見学を重ねており、今後、子ども食堂を支援する秦野市内の団体や秦野市、秦野市社協等と連携を図りながら、地域や子どものニーズに合わせた食堂の形態を模索することで、福祉的要素を加味した「みんなの食堂」の開設を目指す。

イ 成年後見制度推進のための法人後見の情報収集等の継続

令和元年度～2年度までに法人プロジェクトにおいて取り組んだ調査研究結果を受けて、当初計画していた法人後見受任団体としての準備については、新・津久井やまゆり園の再生に向けた体制整備に取り組む時期であること及び利益相反等についての課題が大きいこと等から、当面見合わせることにした。今後、法人後見についての情報収集及び利用者の成年後見人専任について個別支援を継続するとともに、厚木市においては、厚木市権利擁護支援センター（厚木市社会福祉協議会）の厚木市成年後見利用制度促進協議会の活動に参画していく。

4 法人事務局・各園の施策（法人三大プロジェクトに記載した施策を除く。）

(1) 法人事務局・統括管理室

ア 施策の展開方向

法人事務局・統括管理室は、法人の基本理念を具現化し、津久井やまゆり園の再生をはじめとする法人三大プロジェクト等を実現するため、法人が総力を挙げて取り組んでいく上で中核的役割を果たしていく。

そのために、県との定期的な打合せの実施や理事会・評議員会の適切な運営、法人運営の基盤である人事、給与、財務の仕組みの改善に取り組む。

また、昨年度の経験を活かし、危機管理対策本部、危機管理委員会を中心に、法人を挙げて新型コロナウイルス対策に取り組む。

イ 重点施策

柱1 利用者本位の支援

① 身体拘束ゼロに向けた取組みの推進

法人施設全職員の意識改革に努め、「身体拘束等行動制限取扱要領」の改訂を行い、利用者一人ひとりの身体拘束の現状把握に努めるとともに、組織全体としてのガバナンスの強化を図り、全園において利用者本位のより質の高い支援と身体拘束に頼らない支援技術の向上を目指す。

また、定期的に理事長、園長等で構成する法人運営会議に報告し、その指示に基づいた取組みを行うことによって、全園において身体拘束ゼロを目指す。定例的に開催される理事会にも報告し、理事・監事の意見により支援の改善に取り組む。

② 業務執行理事（支援改善担当）の設置とチーム編成

利用者支援を適切に行うため、ユニットや寮に入って利用者支援の状況を実地に確

認し、指導・助言を行う業務執行理事（支援改善担当）を設置する。

併せて、この業務執行理事を補佐し、個別支援計画、モニタリング、個人記録等を確認・点検する業務を行うチームを編成する。

③ 身体拘束・虐待防止基礎研修の実施

身体拘束・虐待防止に関する手引き等をテキストとする研修を職員に受講させ、あるいは自分で学習させる。

研修受講あるいは学習の効果測定を行い、身体拘束の軽減・廃止、虐待防止のための基礎固めを徹底して行う。

柱2 地域貢献と「ともに生きる社会」の実現

① 津久井やまゆり園事件の犠牲者の追悼と「ともに生きる社会かながわ憲章」の普及啓発

津久井やまゆり園事件で亡くなられた方々のご冥福をお祈りするため、毎月26日の「法人祈りの日」に法人事務局・各園で黙祷などを行う。

「ともに生きる社会かながわ憲章」について、法人は事件の当事者として、各園の行事等におけるパネルの掲示、チラシの配布、法人の刊行物への掲載等を通じて、率先して普及啓発に取り組む。

津久井やまゆり園事件の犠牲者のご遺族に寄り添って、誠実かつ丁寧に対応し、新しく津久井やまゆり園に設置される「鎮魂のモニュメント」に献花に来られる方との交流等を図っていく。

② 純資産を活用した地域における公益的な取組の推進等

純資産を活用し、各園が連携・協力しながら法人全体として、地域における公益的な取組（「みんなの食堂」開設等）を推進し、社会福祉法人としての責務を果たす。

柱3 人材の育成・確保と職員の処遇改善

① 職員の処遇改善

福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定による職員の賃金改善を継続して行う。

本加算の制度対象となる事業・職種の職員に対し、一時金の支給による賃金改善を行う。また、制度対象でない職員についても、法人の自主財源により、制度対象職員と同様の賃金改善を行う。

② 年休取得の促進

引き続き法令を遵守して年5日の年次有給休暇（年休）を取得していくことはもとより、管理職だけでなく一般職に対して、研修等により法令等に係る情報提供をすることで、年休を取得しやすい環境づくりを行い、職員の年休取得を促進する。また、職員勤怠集計表等を活用し、年休取得状況を効率的に収集する。

③ 柔軟・弾力的な職員採用選考の検討・実施

利用者に安定的な支援を提供し、欠員による負担を職員にかけないように、速やかな欠員補充を可能とする年4回（4月、7月、10月、1月）の採用選考を円滑に実施する。

また、新卒の門戸を広げ、より多くの職員を集めるため、令和2年度に福祉専門学科の高等学校卒業生を受験対象とする制度変更を行った。すでに採用実績のある津久井高校をはじめ、他の福祉専門学科を有する県内高等学校と情報共有を図る。

近年の傾向として、新卒者よりも社会人経験者の採用者数が多くなっていることから、転職サイトの求人募集を積極的に活用する。

④ 職員満足度調査の試行

職員が仕事内容、人間関係、職場環境等にどの程度満足しているかを測るため、新たに職員満足度調査を試行する。

調査結果を踏まえ、職場環境の改善や教育・研修体制の見直し、職員の処遇改善、福利厚生の実施等につなげていく。

⑤ 「子育てママ・パパ会」の企画運営

令和元年度からの新規事業である「子育てママ・パパ会」を令和3年9月に実施する。新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、柔軟な形で開催する。

柱4 法人・園の安定的運営

① 法人事務局の移転・法人事務局総務課の業務執行体制の検討

法人事務局総務課が所掌する経理及び給与事務について、令和2年10月の法人事務局の移転を機に業務の集約等の連携を図った秦野精華園総務課とさらに連携を強化するとともに、より効果的・効率的な業務執行体制の構築に向け、アウトソーシング化を含めた見直しを検討する。

② ICTを活用した効率的な業務運営

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言等による要請があり、感染防止対策としても、テレビ会議や動画視聴による研修やイベント開催に取り組んだ。さらに、ICT機器の活用により、ズームや動画視聴を活用した会議・研修等の実施、ペーパーレス化や、オンライン面会等利用者支援の場面にも活用していく。

また、情報の安全性、効率性の確保のため、データのクラウドシステムの移行を検討していく。

③ コンプライアンスの徹底

元園長の逮捕という不祥事を二度と起こさないよう、次の施策を着実に実施し、信頼回復に全力で取り組んでいく。

・監事との連携強化

内部監査の結果を監事に報告し、監事と適宜、意見交換を行う場を設ける。監事が

適宜、支援に関する内部監査に同行することにより内部監査を強化し、支援の改善を図る。

・ **理事長等情報提供制度（仮称）の創設**

通常業務のラインを飛び越えて、職員から直接、理事長又は外部の専門家あて意見、提案、情報提供等を行える仕組みを検討・創設する。

④ 新型コロナウイルス対策の取組み

令和2年度に取り組んだ感染防止対策、感染者対応の経験を活かし、さらなる感染防止対策に取り組む。

- ・ 感染防止対策として、日常的な手洗い、消毒、換気、3密回避、M A S K会食など、新しい生活様式の徹底にあたり、職員同士のお互いの声掛け、啓発活動に取り組む。また、引き続き感染防止環境整備、備品を確保するとともに、感染防止のための研修（感染症及び感染防止の基礎知識、マスクやガウンの正しい使用方法等）を継続して実施する。
- ・ ボランティア等の受入れ、地域交流の推進及び家族会・後援会との連携等、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一時的に制限せざるを得ない状況が今後も想定されるが、感染状況を踏まえ、感染防止対策に十分配慮しながら実施する。
- ・ 感染時の迅速な対応に当たるため、令和2年度の取組みを活かすため、経験や情報を共有するとともに、感染時の事業継続計画を作成する。
- ・ 令和3年度に予定されているワクチン接種や、福祉施設従事者向けの定期的なPCR検査、神奈川県補助金等、新たな情報に留意し、行政との連携を重視しながら、迅速に対応していく。

○ **その他の重点施策**

- ・ 県との定例打合せの実施

(2) 秦野精華園・希望の丘はだの

ア 施策の展開方向

地域移行を目標に据えた多様な事業を展開する施設として、障がい者の社会参加を促進するため、施設支援機能、就労支援機能、地域生活支援機能の充実を図り、共生社会の実現を目指す。

イ 重点施策

柱1 利用者本位の支援

① 就労支援機能の充実と就労定着支援事業の安定化

秦野精華園チャレンジセンター（就労継続支援B型・就労定着支援事業）と希望の丘はだの（生活訓練・就労移行支援）が連携を図りながら、就労支援事業と職場適応援助者（ジョブコーチ）支援事業の更なる機能充実を図るとともに、就労定着支援事業の安定化に取り組む。また、令和3（2021）年4月に開設する秦野精華園自立生活援助事業所「はばたき」について、障がい者の地域移行・地域生活支援を推進する観点から、事業の充実を目指す。

② 地域生活支援事業の充実と生活介護事業所の新規開設

伊勢原市西部地区生活介護事業所「ひびた」の移転について、令和2（2020）年11月末で事業を廃止し、12月1日より秦野精華園内に「新生活介護事業所」を開設することで準備を進めてきたが、昨年、神奈川県からの要請を受け、令和2（2020）年7月から今年度末まで、使用していなかった秦野精華園旧授産棟をコロナ感染者等を受け入れる「ケア付き宿泊療養施設」として提供したことで、廃止（移転）時期を延期する必要が生じたことから、新たな移転時期を令和3（2021）年12月として準備を進める。

③ グループホーム事業の再構築

令和2（2020）年度中に開設準備を進めてきた「第1生活ホーム」については依然、世話人等の確保が難しい状況にあることから、令和3年（2021）度以降の開設を見据えて、情報収集及び世話人等の確保に向けて取り組む。

柱2 地域貢献と「ともに生きる社会」の実現

① 秦野市社会福祉協議会が実施する「地域公益事業」への協力の継続

秦野市社会福祉協議会等が設立し、「はだの地域公益事業基金」を活用した既存の福祉制度では対応できない地域の福祉課題解決のための「地域公益事業」に引き続き参画することで、協力の継続を図る。

柱3 人材の育成・確保と職員の処遇改善

① 「知的障害者ガイドヘルパー養成研修」による人材の確保

平成30（2018）年度から開始した「知的障害者ガイドヘルパー養成研修」を継続実施し、障がい者への理解促進を図るとともに、障害福祉サービスの担い手になる人材の育成を行う。

（3）厚木精華園

ア 施策の展開方向

「支援・介護・看護」による統合的ケアの更なる充実により、高齢知的障がい者福祉の65歳問題や中・高齢知的障がい者の地域生活移行等への具体的なサービス提供の構築を目指す。また、中・高齢知的障がい者の地域生活を支えるため、障害福祉サービスに加えて介護保険サービスとも連携して多様なニーズに対応し、安心・安全に暮らせる共生社会の実現に取り組む。

イ 重点施策

柱1 利用者本位の支援

① 生活課運営体制の見直しと診療体制の強化

高齢化・重度化の進展に対応した寮編成・職員配置等について、園内プロジェクトにおいて継続検討し、方向性を示す。

利用者が安心して療養できる療養型機能を持つ病院との連携を図るため、協力病院の開拓等に取り組み、併せて、看取り等終末期支援の在り方も継続して検討する。

② 高齢知的障がい者への支援体制と共生型サービスの検討

施設入所支援サービス以外の障害福祉サービスを受けている障がい者の「65歳問題」に対応するため、平成30（2018）年度に創設された「障害福祉の共生型サービス」の展開について園内プロジェクトにて継続検討し、方向性を示す。

③ 高齢化・重度化に対応したグループホームの新設

グループホーム入居者の高齢化・重度化に対応したグループホームの新設や平成30（2018）年度に高齢化・重度化対応を目的として創設された日中サービス支援型グループホームの新設について園内プロジェクトにて継続検討し、方向性を示す。

柱2 地域貢献と「ともに生きる社会」の実現

① 防災に関する地域連携

厚木市との「災害時等における要援護者の緊急受入に関する協定書」による緊急時の受入れ体制の整備とともに、荻野地区協定施設連絡会（紅梅学園、野百合園、けいわ荘、コミュニティケア北部、厚木精華園）に参画し、共に生きる「共生社会・地域包括ケア社会の実現」を目指す。

② 地域包括支援センターとの連携・協働による地域づくりの推進

相談支援事業所「ここから」を厚木市の旧荻野公民館に移転し、同公民館内の荻野地域包括支援センター（厚木市が（福）敬和会に委託）と連携・協働し、荻野地域の拠点として地域づくりを継続して推進する。

（4）愛名やまゆり園

ア 施策の展開方向

厚木市をはじめとする県央圏域市町村の拠点としての施設整備を行い、相談窓口支援から重度・重複障がい者支援、児童支援、医療的ケア支援まで、繋がりを大切に地域でより豊かに暮らすため、先駆的な取組みを実践し地域に貢献する。

イ 重点施策

柱1 利用者本位の支援

① 重度・重複障害、行動障害、医療的ケア等の専門的な支援と「にやりほっと」の完全実施

県立の指定管理施設としての役割を發揮し、重度・重複障害、行動障害、医療的ケア等の専門的な支援が必要な障がい者等を受入れる。

自閉性スペクトラム障害の支援に特化したコンサルテーション事業を継続実施し、利用者の特性を踏まえた支援から、より専門的に利用者にも支援者にもわかりやすい支援を組み立て、評価や改善を繰り返し実践していく。

その他、虐待防止、人権擁護に配慮した支援に詳しい外部有識者を招き、支援や居住環境に課題や閉塞感のある入所者について、コンサルテーションを受け、新たな気付きや視点から支援方法等を考え実践していく。

地域にある施設、事業所が行う支援の評価や専門性の向上のため、専門性のある職

員を派遣するコンサルテーション事業について、コロナ禍でも可能となるよう、外部の映像視聴研修を受講し、実施可能か検討していく。

利用者の良いところや新たな面に気づくため「にやりほっと」の記録を増やすことで、利用者のストレングスに着目した支援につなげ、個人記録に反映するため、改めて個別記録の分類で「ニーズ」を複数選択するよう取り組む。

●にやりほっと

「にやりほっと」は「ヒヤリハット」の反対で、支援者が利用者のプラス面、できることや生活歴に目を向け、にやりとしたり、ほっとしたりしたことを記録する報告のこと。

② 「重度高齢化対策構想～10年安心プラン～」加齢や障害の重度化に伴う寮編成・生活環境等の見直し

利用者の障害特性、行動特性、加齢に伴う身体状況の変化に合わせて配慮した環境整備、寮の編成や職員配置等の見直し、日中活動場所や班活動の内容、所属班の見直しを行う。

また、入浴支援に係る設備等の増改修について、継続検討する。

コロナ禍で制限された生活や活動が続く中、運営会議、課長会議ごとに「愛名やまゆり園の段階的緩和の目安」の表を配布し、繰り返し検討等続け、面会や帰宅、外出や活動等の幅や内容を整理していく。

加齢や障害特性に伴う身体の変化を鑑みて、生活様式、生活環境等を調査するため、「居室環境確認表」を策定し、定期的に他生活課の職員複数で調査し判明した不具合等を、できることから修繕し生活環境等の改善に取り組む。

日中活動については、令和3年度に向け、寮長主任会議を中心にコロナ禍でも可能な範囲で取り組める活動等のアイデア出し、利用者のニーズ出しをする。

③ 愛名やまゆり園相談支援事業所の充実強化等

計画相談支援のサービス等利用計画やモニタリング作成において、契約者数の増、モニタリング回数の増、新たな事業所加算を継続検討する。地域で暮らす障がいのある方の相談支援を進めるため、相談支援員の増配置と専従化を継続検討する。

サービス提供時モニタリング加算について、事業所訪問の際、記録に残し請求していく。

厚木市障がい者基幹相談支援センターの3期目の委託期間において、発達障害の専門的知識を有する職員を配置し、発達障害の特性による困難事例への対応、地域の相談支援専門員に対する研修等を実施し、地域の相談支援の専門性の向上を図る。

柱2 地域貢献と「ともに生きる社会」の実現

① 飯山地区における公益的な取組

厚木市飯山地区において、地域に住んでいる障がい者や住民の方々のニーズに合った生活支援等を行うため、地域のニーズ調査と、地域包括支援センターとの連携を継続検討する。

近隣の事業所で、新型コロナウイルス発生時に通所が休止となった際に、特に重症心身障害児者の方を受け入れる事業所は少ないので、飯山地区日中活動支援センターで代替利用や、入浴のみの利用ができないか等を検討していく。

柱3 人材の育成・確保と職員の処遇改善

① 権利擁護を意識した支援の専門職の育成と働きやすい職場づくり

令和2年8月に愛名やまゆり園虐待防止検証委員会より提言された虐待予防計画に基づき、研修の受講、管理職の現場確認等を行っていく。

令和2年1月に認定された虐待事案を契機として、同年3月に設置した愛名やまゆり園虐待事案検証委員会を継続開催し、虐待事案の事実確認、虐待行為に至った経緯及び愛名やまゆり園のガバナンスを検証する。二度とこうした虐待を起こさないよう、また、園の信頼回復に向けて、委員会から提言される再発防止策を着実に実施していく。

柱4 法人・園の安定的運営

① 省エネ対策の推進

会議方法の見直しを図り、ペーパーレス化に向けた検討を行う。

また、令和元（2019）年度に導入したガス・コージェネレーションシステムにより引き続き省エネに取り組む。

② 平屋建てグループホーム等の新設

世話人、夜間支援の非常勤職員の安定した雇用を目指し、グループホームの新設に前向きになれるよう取り組む。

厚木市内には、株式会社や特定非営利活動法人立のグループホームは設置がされてきているが、定員に満たないことも多い。社会福祉法人立のグループホームの設置は、引き続き求められており、行動障害や医療的ケア、重症心身障害者の方が受け入れられるグループホームについての制度や方法等を検討する。

③ 近隣住民等を対象とするイベント等の開催

コロナ禍でも実施可能となるようなイベントを検討し、近隣住民と Web や Zoom 等での交流を図る。グループホーム近隣で感染予防対策をし、七夕イベント、ハロウィンパーティーを実施し、近隣の子どもたちとの交流を継続していく。

④ 地域の防災力強化に向けた取り組み

コロナ禍でも避難が可能となるような環境等の整備を図り、近隣住民のニーズ等を探る。

⑤ 飯山地区日中活動支援センター（放課後等デイサービス事業）の事業種の変更

現養護学校高等部の2年生が卒業する令和3年度末に向けて、重症心身障害児や医療的ケアを必要とする児童の受け入れ先として、先駆的な支援と事業展開をしてきたことに一定の目途が経つことから、日中一時支援事業に変更することを検討する。

(5) 津久井やまゆり園

ア 施策の展開方向

津久井やまゆり園再生基本構想の実現を目標に据え、津久井やまゆり園及び芹が谷やまゆり園新施設開所に向け、運営・支援体制の見直し・強化や地域生活支援機能の充実を図り、利用者が安心して移行できるよう取り組むとともに、新施設での安定着地を目指す。

これまでの様々な指摘を真摯に受け止め、課題解決に取り組むとともに、利用者中心のサービス提供がなされるようガバナンスの強化、支援体制の構築を目指す。

イ 重点施策

柱1 利用者本位の支援

① 意思決定支援の推進

意思決定支援の流れに沿って、個別支援の推進に取り組む。令和2年下半期の意思の確認に基づいて、本人の望む生活を実現していく。

② 意思決定支援に関する普及・啓発

これまでの意思決定支援により得られた技術・ノウハウを基に、広く園内外に情報発信し、研修を実施することにより、意思決定支援の普及啓発と推進に貢献する。

③ 津久井やまゆり園及び芹が谷やまゆり園への円滑な移行

津久井やまゆり園及び、芹が谷やまゆり園への円滑な移行に向けて、新組織体制・職員体制等に基づいた人的配置を実施し、意思決定支援に基づく体験利用や、ユニット編成等について園内で検討し、神奈川県と情報共有を図りながら進めていく。

④ 地域生活移行の推進と地域生活支援の充実

福祉サービス第三者評価受審結果を今後のグループホーム支援体制の充実やサービスの質の向上に結びつけ、より個別性を尊重とした支援を図っていく。

グループホームの見学や体験を進め、地域生活移行の推進や居住の場の選択肢を広げ一人ひとり利用者のニーズに応じていく。地域情報と地域生活の具体的なイメージ作り、地域の社会資源の積極的な活用、地域のさまざまな支援者と関わる機会の充実、高齢・重度・医療の確保に対する支援等の充実を図りながら進めていく。

⑤ 外部コンサルタントの活用の推進

人権侵害の防止、身体拘束の軽減・廃止及び意思決定の方法等のアドバイスや利用者支援を一緒に考えてもらうため、外部コンサルタントを導入して、利用者支援についてのコンサルテーションを実施している。

さらに外部コンサルタントを活用する機会を増やして、支援の質を向上する。

柱2 地域貢献と「ともに生きる社会」の実現

① 津久井やまゆり園事件を風化させない取り組み

県が行う「ともに生きる社会推進事業」に積極的に協力していくとともに、さまざまな機会を捉えて情報発信していく。

新しい津久井やまゆり園に設置される「鎮魂のモニュメント」への献花を希望される方への対応など、法人祈りの日を中心に追悼の機会を用意していく。新施設移行に向けて、神奈川県と密に連携を図りながら近隣住民へ必要な情報提供を行っていく。

柱4 法人・園の安定的な運営

① 安定的な運営

新施設となる津久井やまゆり園及び芹が谷やまゆり園は、実際運用が始まるまで収支が不透明な状況であることに加え、令和3年度は報酬改定も予定されているため、法人直営事業も含めた各事業の収支状況を速やかに分析し、安定的に運営するために必要な取組みを推進する。

○ その他の重点施策

- ・利用者自治会・家族会等で、新施設移行に向けた説明の実施。
- ・開かれた施設づくりと地域貢献活動の検討
- ・福祉教育への貢献

ウ 基本施策

柱1 利用者本位の支援

① 権利擁護の推進と虐待防止の推進

職員一人ひとりがより一層意識した取組みが図られるよう、ガバナンスの強化に努め、行動制限に関する基本的な考え方を再構築するとともに、身体拘束に頼らない支援技術の向上を目指していく。

虐待防止委員会において日々の支援の振り返りを定期的に行い、組織としての状況把握に努め、早期課題解決に努めていく。

意思決定支援の取組みを通じて学んだ知識を活かし、利用者目線に立った個別支援計画の作成に努めるとともに、利用者一人ひとりの望む生活の実現に向けた取組みを推進していく。

個別支援計画に沿った日々の利用者支援の状況把握、行動制限に関する事項の検討等、より一層充実した会議開催ができるよう体制強化を図っていく。

利用者一人ひとりの人権・個人の尊厳を大切にし、利用者自治会より出された意見等を最大限に尊重し、施設運営に反映していく。また、利用者の自立と社会参加を積極的に支援する。

第三者委員、オンブズパーソンによる定期的な相談日を設定し、利用者の権利擁護と提供する福祉サービスの向上を図る。

新たに第三者委員とオンブズパーソンとの意見交換を実施する。こうした取組みを進め、支援の改善状況を見据えながら、第三者委員、オンブズパーソン、外部コンサルタント、その他の第三者による「津久井やまゆり園利用者支援評価委員会（仮称）」を設置する。

(6) 芹が谷やまゆり園（8月1日開設）

ア 施策の展開方向

津久井やまゆり園再生基本構想で目指してきた「安全で安心できる生活の場」の実現のために、令和3年8月に芹が谷やまゆり園が開所する。社会福祉法人かながわ共同会が、これまでの実績を基礎として、神奈川県が推奨する「利用者目線の支援」を目指し地域生活支援機能の充実を図りながら施設運営・利用者支援にあたり、新施設での安定着地を目指す。

イ 重点施策

柱1 利用者本位の支援

① 意思決定支援の推進

意思決定支援の流れに沿って、個別支援の推進に取り組む。津久井やまゆり園の意思決定支援の取組を通して令和2年下半期の意思の確認に基づいて、本人の望む生活を実現していく。

② 意思決定支援に関する普及・啓発

これまで津久井やまゆり園で取組んできた意思決定支援により得られた技術・ノウハウを基に、広く園内外に情報発信し、研修を実施することにより、意思決定支援の普及啓発と推進に貢献する。

③ 芹が谷やまゆり園及び新・芹が谷やまゆり園への円滑な移行

芹が谷やまゆり園及び新・芹が谷やまゆり園への円滑な移行に向けて、新組織体制・職員体制等に基づいた人的配置を実施し、意思決定支援に基づく、体験利用や、ユニット編成等について園内で検討し、神奈川県と情報共有を図りながら進めていく。

柱4 法人・園の安定的な運営

① 安定的な運営

新施設となる芹が谷やまゆり園は、実際運用が始まるまで収支が不透明な状況であることに加え、令和3年度は報酬改定も予定されているため、各事業の収支状況を速やかに分析。安定的に運営するために必要な取組みを推進する。

○ その他の重点施策

- ・新たに組織された、利用者自治会・家族会等で、新施設での暮らしについての説明。
- ・開かれた施設づくりと地域貢献活動の検討
- ・福祉教育への貢献

ウ 基本施策

柱1 利用者本位の支援

① 権利擁護の推進と虐待防止の推進

職員一人ひとりがより一層意識した取組みが図られるよう、ガバナンスの強化に努め、行動制限に関する基本的な考え方を再構築するとともに、身体拘束に頼らない支援技術の向上を目指していく。

虐待防止委員会において日々の支援の振り返りを定期的に行い、組織としての状況

把握に努め、早期課題解決に努めていく。

意思決定支援の取組みを通じて学んだ知識を活かし、利用者目線に立った個別支援計画の作成に努めるとともに、利用者一人ひとりの望む生活の実現に向けた取組みを推進していく。

個別支援計画に沿った日々の利用者支援の状況把握、行動制限に関する事項の検討等、より一層充実した会議開催ができるよう体制強化を図っていく。

利用者自治会をサポートし、利用者一人ひとりの人権・個人の尊厳を大切にし、利用者自治会より出された意見等を最大限に尊重し、施設運営に反映していく。また、利用者の自立と社会参加を積極的に支援する。

第三者委員、オンブズパーソンによる定期的な相談日を設定し、利用者の権利擁護と提供する福祉サービスの向上を図る。

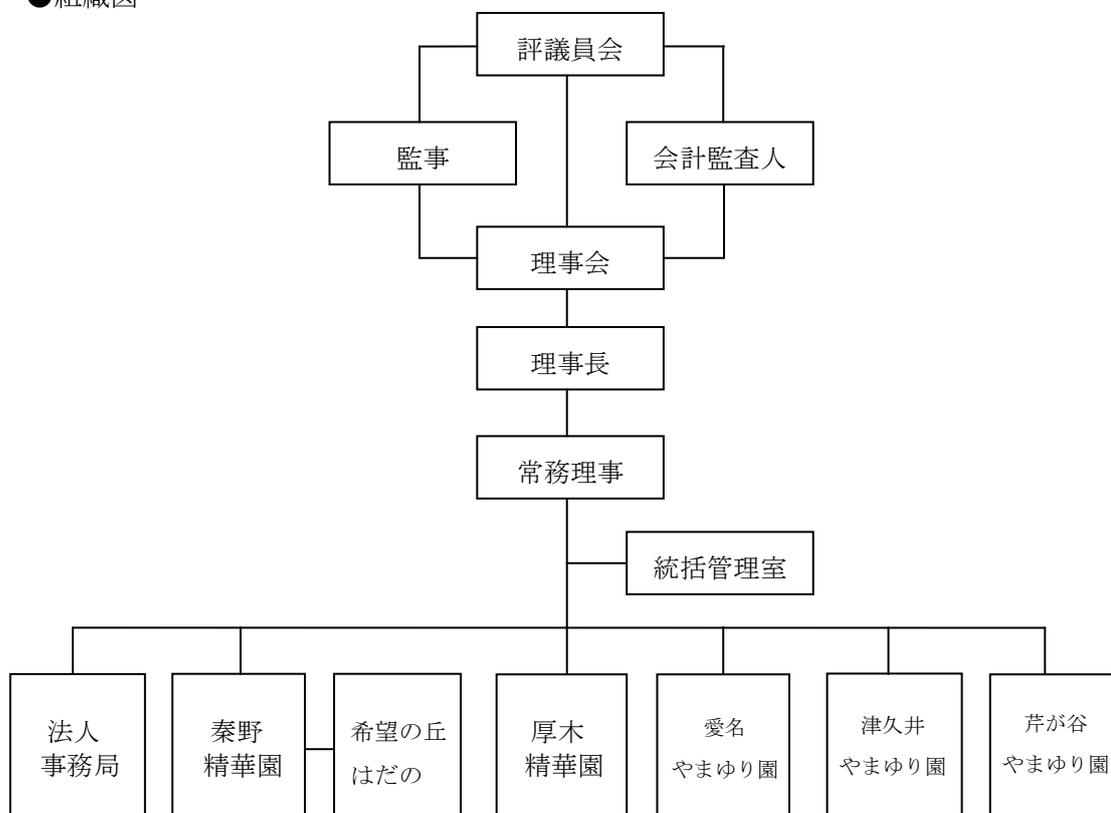
(7) 法人全体・4園共通の主な基本施策

ア 法人全体での主な基本施策

① 法人の経営組織のガバナンス体制の確保

法人全体のガバナンス体制を抜本的に改革するため、理事長、常務理事、理事兼津久井やまゆり園長が令和3年6月に同時に退任する予定となっている。また、令和3年6月の定時評議員会終結の時をもって任期が満了する評議員・役員が数多くいる中、法人の基本理念を継承するために適任の理事長はじめ理事、監事、評議員候補者を選定し、法人の経営組織のガバナンスを確保する。

●組織図



※芹が谷やまゆり園は令和3年8月から。

●各種会議

区 分	会 議 名
意思決定会議	法人運営会議、法人危機管理対策本部会議
調整会議	法人拡大運営会議、総務部長会議、総合支援部長会議
諮問委員会	財務状況検討委員会、人事考課制度あり方検討委員会
運営委員会	法人人権委員会、法人研修委員会、法人情報ネットワーク委員会
職種別委員会	会計担当者会議、給与担当者会議、CW・相談支援従事者会議、GH担当者会議、看護担当者会議、心理担当者会議
特命課題委員会	経営戦略会議、危機管理委員会
プロジェクト	第6期中期計画策定プロジェクト

② 理事会・評議員会の運営によるガバナンスの強化

理事会と評議員会を年3回（令和3（2021）年6月、11月、令和4（2022年3月））に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、適時・適切に運営することにより、経営組織のガバナンスを強化する。

法人事務局・各施設の職員で構成する各種会議・委員会を開催し、計画的で着実な法人運営を行う。

③ 組織活性化のための5S活動の実践

法人の基本理念を全職員が共有し、その実践に向けて組織活性化を図るため、津久井やまゆり園をパイロットプロジェクトとして5S活動を実践する。

※5S活動：①整理、②整頓、③清掃、④清潔、⑤躰（しつけ）という5つの要素を組織内で推進することにより、作業の効率化や生産性の向上を可能とし、組織を活性化させる活動。

④ 適正な経理処理と収支の均衡

会計監査人監査、外部専門家による経理支援及び法人が独自に行う内部監査の実施により、適正な経理処理に努める。また、内部監査の結果を監事に報告し、意見交換の場を設けて理事の職務執行を監査する立場にある監事との連携を強化する。

財務分析を行い、法人全体及び事業ごとの経営状態を指標により把握し、稼働率の向上による収益確保やコスト削減のための実効性のある計画を策定し、経営の改善に取り組む。

⑤ 人材の育成・確保

OFF-JT（職場を離れて行う研修）、OJT（業務を通して行う教育訓練）、SDS（自己啓発）等の研修や職員研究活動援助事業等により人材育成を充実強化する。

階層別研修のほかに、全常勤職員を対象に障害者虐待防止について研修を実施する。

令和2年度に導入したeラーニングの活用により、職員の支援技術の維持・向上を図る。

●法人の主な研修

形態	名称
OJT	各園内研修（全職員対象）
OFF-JT	階層別研修（5階層・全常勤職員対象）
	虐待防止研修（年10回・全常勤職員対象）
	体験交流セミナー（年1回開催・全職員対象）
	法人内交換研修（6月～翌年2月・常勤職員対象）
	海外研修派遣事業
SDS	課題別研修（オープンセミナー・全職員対象）
	職員研究活動援助事業（通年・全職員対象）
	かながわ共同会人権フォーラム 2021（令和4年（2022）年1月29日（土）杜のホールはしもと多目的ホールで開催予定・全職員対象）

令和3年8月の津久井やまゆり園及び芹が谷やまゆり園の開所に伴い、大幅な職員増が必要となる。このため、求人情報サイトへの職員募集の掲載を増加するほか、駅貼り広告やポスティング等、多様な方法により職員募集を強化する。また、知的障害関係団体・法人に対して職員派遣の協力を求める。人材派遣会社の活用についても検討する。

⑥ 防災・防犯対策の充実・強化

発災時に利用者及び職員の生命、身体及び財産を守るとともに、津久井やまゆり園事件のような事件を二度と起こさないよう、法人全体で法人総合防災・防犯訓練を年2回実施する。訓練の実施にあたり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策を盛り込んだ避難行動、避難場所の準備等を行う。

災害時、断水を想定した災害用のトイレについて、災害用のマンホール対応型のトイレを各園で計画的に整備していく。

防犯チェックリストを継続し、防犯意識を高め、未達成の課題を法人で共有し取り組んでいく。

⑦ 指定管理料の重複に関する県との協議

厚木精華園と愛名やまゆり園、そして令和3年度中に2つに分かれて経営を開始する津久井やまゆり園と芹が谷やまゆり園を加えた法人が経営する4つの指定管理施設について、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における改定の内容を踏まえ、加算等の給付費と指定管理料との重複の有無について法人として確認するとともに、新たに会計事務所に委託して確認し、その結果を半期に一度、県に報告する。

イ 4園共通の主な基本施策

① 指定管理施設の運営

指定管理施設である厚木精華園、愛名やまゆり園及び津久井やまゆり園の3園について、民間のノウハウを活用しつつ、サービスの向上と経費の節減等を図るという指定管理者制度の目的のもと、県立の指定管理施設に求められる役割に応じた質の高いサービ

スを提供するとともに、効率的な運営による経費の節減に努める。

●**県指定管理事業**

施設・事業所名	サービス	定員
厚木精華園	施設入所支援	110名
	生活介護	140名
	短期入所	2名
愛名やまゆり園	施設入所支援	100名
	生活介護	130名
	短期入所	20名
津久井やまゆり園 芹が谷園舎 (芹が谷園舎は7月31日で終了)	施設入所支援	114名
	生活介護	114名
	短期入所	空床利用
(新) 津久井やまゆり園 (8月1日～)	施設入所支援	60名
	生活介護	66名
	短期入所	6名
芹が谷やまゆり園 (8月1日～)	施設入所支援	60名
	生活介護	66名
	短期入所	6名

② **法人直営事業の運営**

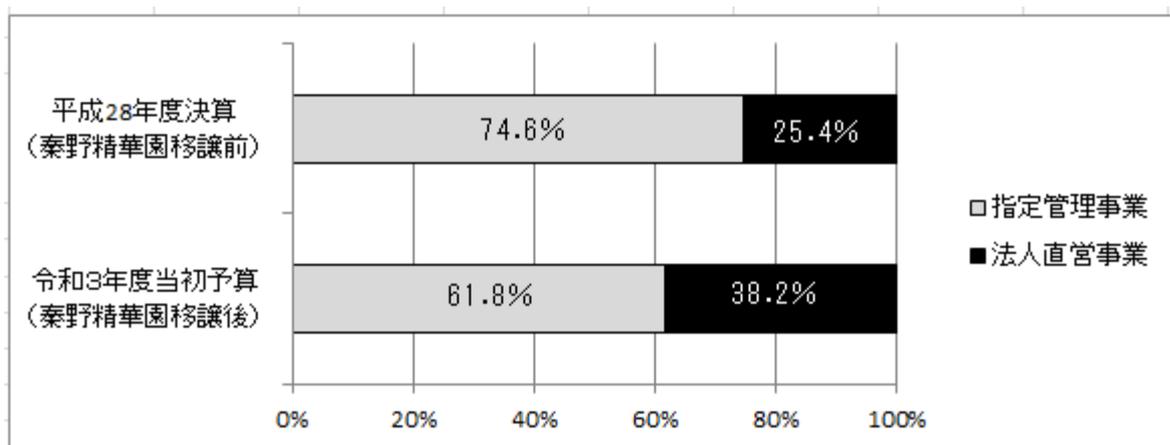
グループホームや生活介護事業所の新設等に取り組み、法人直営事業の充実強化を図る。

●**法人直営事業**

施設・事業所名	サービス	定員
秦野精華園	施設入所支援	60名
	生活介護	60名
	短期入所	8名
チャレンジセンター	就労継続支援B型	30名
	就労定着支援	—
伊勢原市西部地区生活介護事業所『ひびた』	生活介護	20名
希望の丘はだの	施設入所支援	40名
	生活介護	26名
	生活訓練	12名
	就労移行支援	12名
	短期入所	2名
秦野市障害者日中サービスセンター『ひまわり』	生活介護	20名
	日中一時支援	10名
	地域活動支援	10名
秦野精華園今泉地区生活ホーム	共同生活援助	34名

	秦野精華園平塚・大根地区生活ホーム	共同生活援助	45名
	秦野精華園相談支援事業所せいか	特定・一般	—
	秦野精華園居宅介護事業所	居宅介護・行動援護・重度訪問介護・移動支援・福祉有償運送	
	秦野精華園自立生活援助事業所『はばたき』	自立生活援助事業	—
厚木	厚木精華園 ゆめホーム	共同生活援助	30名
	厚木精華園相談支援事業所『ここから』	特定	—
	厚木身体障害者等生活介護事業所『とまと』	生活介護	20名
愛名	愛名やまゆり園あいなホーム	共同生活援助	25名
	愛名やまゆり園相談支援事業所	特定・一般・障がい児	—
	飯山地区日中活動支援センター『ポラーノの広場』	生活介護	20名
		放課後等デイサービス	10名
	就労継続支援B型事業所しらゆり	就労継続支援B型	20名
	愛川町指定生活介護事業所「かえでの家」	生活介護	20名
		日中一時支援	10名
	愛川町児童発達支援センター「ひまわりの家」	児童発達支援	20名
保育所等訪問支援		—	
津久井	つくいホーム	共同生活援助	32名
	寸沢嵐地区相談支援事業所ライフ	特定	—
	寸沢嵐地区日中活動支援センターファンファン	生活介護	20名
	根小屋地区日中活動支援センターそよかぜ	生活介護	20名
	若柳地区放課後等デイサービス事業所みらい	放課後等デイサービス	10名

●指定管理事業と法人直営事業の割合



※資金収支計算書の事業活動による収入額から算定。

令和2年度 指定管理事業 58.5% : 法人直営事業 41.5%

③ 人権擁護・虐待防止の推進

あおぞらプランⅢに基づく取組みの強化を図るとともに、権利擁護、虐待防止、専門的

な支援技術などの研修の開催や、日常業務を通じて啓発することにより、職員一人ひとりの人権擁護と虐待防止に関する意識を高め、サービスの質の向上を図る。

法人人権委員会や各園虐待防止委員会等により人権擁護と虐待防止に関する啓発資料を職員に配布・周知する。また、全職員を対象とした「人権自己チェック」を実施・集計し、結果を各園人権委員会等で共有し意見交換を行う。

利用者自治会をサポートし、自治会活動を促進する。

④ リスクマネジメントの強化

総合支援部長会議内において法人危機管理委員会と連携を図り、各園危機管理委員会（リスクマネジメント委員会）等の各園危機管理体制のもと、ひやりはっと報告の集計、分析を行い、その結果を全職員に周知することで、怪我や事故防止等に対する意識や気づきの力を高め、リスク回避、低減を図り、組織全体によるリスクマネジメントに関する取り組み強化を図っていく。

⑤ ボランティア等の受入れ

利用者支援や環境整備に関するボランティアの受入れを推進し、利用者との直接的な交流を通じて、利用者個人を知ってもらい、幅広く交流できるように取り組んでいく。

社会福祉士や介護福祉士等の養成に係る実習生の受入れを推進し、実習を通じて福祉の仕事に興味を持ってもらえるようなプログラムを体験してもらうことで福祉人材の養成に寄与していく。

⑥ 地域交流の推進

知的障がい者の障害特性や施設に対する理解を深めてもらえるよう、近隣自治会、小・中学生向けの福祉体験の開催や、コンサートなど地域の住民や子どもたちが楽しく参加し利用者とも交流できるイベントを開催する。また、地域の中の施設として、地域での清掃活動や防犯パトロール等の地元自治会活動や、関係機関・団体の行事・会合等に積極的に参加し協働していく。

⑦ 家族会・後援会との連携

家族会とは、利用者が安心・安全な生活を過ごせるよう支援の質を向上させるため、園の運営にご意見をいただくとともに情報交換を行い、更なる連携強化を図る。

後援会とは、利用者が心豊かな生活ができるよう、後援会事業を通して園の各種事業にご協力いただく中で、安定的な運営を目指す。

津久井やまゆり園では、津久井やまゆり園及び芹が谷やまゆり園新施設開所に向け、家族会・後援会との更なる連携強化を図り、園の運営にご意見をいただくとともに情報交換を行い、新しい施設での安定的な運営を目指す。